

## 栃木県道路施策検討有識者懇談会設置要綱

### (趣旨)

第1条 人口減少・高齢化の進行や自然災害の頻発・激甚化など、社会経済環境が大きく変化する中で、本県においては、地域間の交流・連携の強化や防災・減災、国土強靱化に貢献する広域道路ネットワーク計画の実現や道路の持続可能な維持管理が求められている。

このため、県は、道路施策に関する検討に当たって、客観性・透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な道路行政を推進することを目的として「栃木県道路施策検討有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 有識者懇談会は、栃木県（栃木県道路公社が管理する道路を含む。）から道路の新設・改築及び保全に関する施策の検討状況や個別事業の取組状況等に関する報告を受けた上で、報告に対して意見がある場合は知事に具申する。

### (委員構成等)

第3条 有識者懇談会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、有識者、県民のうちから知事が委嘱する。

3 委員が欠けたときは、補充することができる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 有識者懇談会に、道路政策の検討に当たり助言等を求める必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

7 アドバイザーは、道路政策に関する専門的な知識又は経験を有する者のうちから、知事が選任する。

(座長等)

第4条 有識者懇談会に座長を置き、座長は委員の互選により選定する。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(有識者懇談会)

第5条 有識者懇談会は、座長が招集する。

2 有識者懇談会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を有識者懇談会に出席させることができる。

4 有識者懇談会は、原則として公開とする。ただし、「栃木県情報公開条例」(平成11年栃木県条例第32号)第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合等、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

5 有識者懇談会に提出された資料等については、懇談会終了後、公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

第6条 有識者懇談会の事務局は、栃木県県土整備部交通政策課、道路整備課、道路保全課及び都市整備課により構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者懇談会に際し必要な事項は、座長が定める。

付則

この要綱は、令和5(2023)年3月22日から施行する。